随 意 契 約 結 果 表

担当課名	学校給食課		
案件名	学校給食食材（地場野菜）		
案件の概要	学校給食への地場野菜の供給に係る単価契約		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契約年月日	令和　7　年　4　月　1　日	契約の相手方	兵庫六甲農業協同組合
契約金額	7,538,400 円　（うち消費税相当額　558,400 円）		
契約期間	契約を行った日　～　令和　8　年　3　月　31　日　まで		
随意契約とした理由	当該契約は低農薬等の地場野菜を活用することにより、安心で安全な給食を実施するための、学校給食用地場野菜納入契約である。 平成4年に三田市の農政施策として、JAさんだ（現・兵庫六甲農業協同組合）と連携し、市内で栽培された新鮮で安全な野菜を学校給食に使用し、児童・生徒の健康の増進に寄与するとともに、食事をとおして農業と地域社会に関心をもたせ学習させることを目的に、ふるさと給食事業が開始した。 平成18年5月にJA三田野菜部会学校給食部門の会員・生産農家が、減農薬、減除草剤の厳守など化学肥料の使用を抑え、堆肥の利用など有機質による土壌づくりを推進、地場野菜を生産し、学校給食への食材として供給に取り組みを進めている。このことを踏まえ、地域と農業者と一体となり、地産地消を推進し、食育事業を拡げるためにも食の安全、安心な地場野菜を使用するものである。 この契約相手方は、営農相談を通じて安全・安心な農産物の推進しており、また、JA兵庫六甲 三田野菜・産直の会 学校給食部会のほか、生産部会組織と連携しており、特色ある三田の食材を大量に安定して供給する組織であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質または目的が競争入札に適しないもの)により、単独随意契約を締結する。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		